

ガス経年灯外内管改善工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ガス使用者が占有し、又は所有する土地に埋設し、及び布設しているガス経年灯外内管をより安全なガス管に更新する工事に要する費用の一部について、予算の範囲内で交付するガス経年灯外内管改善工事補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 灯外内管 ガスを供給する管で、ガス使用者が占有し、又は所有する土地と道路との境界からガスメーターまでのものをいう。
- (2) ガス経年灯外内管 灯外内管であって、土中に埋設されたガスメーターに接続するまでのガス管の種類が白ガス管（亜鉛メッキ鋼管（防食テープ巻を含む。）をいう。）であるもの（未使用のものを含む。）をいう。
- (3) 改善工事 ガス経年灯外内管を耐震性及び耐腐食性能の高い管種に更新する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人（以下「補助対象者」という。）は、本市の供給管に接続されたガス経年灯外内管の更新をしようとする人で、ガス料金を完納しているものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市の供給管に接続されたガス経年灯外内管の改善工事であって、埋設されている白ガス管の全部を更新する工事とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ガス経年灯外内管の改善工事に要する費用とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に100分の50を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、6万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活

扶助を受けている世帯又は世帯員全員が市県民税を課せられていない世帯の補助金の額は、補助対象経費の全額とし、12万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ガス経年灯外内管改善工事補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて上越市ガス水道事業管理者（以下「管理者」という）に提出しなければならない。

- (1) ガス水道装置工事申込書兼竣工書（当該書類の提出が困難であると管理者が認めるときは、これに類するものとして管理者が認める書類）
- (2) 設計図（補助対象となる新設管については赤色、既設管及び補助の対象となる撤去管を青色で表記し、管種、口径及び延長を記入したもの（補助対象とならない既設管については、管種、口径及び延長を可能な範囲で記入したものをいう。））
- (3) 概算工事金額見積書
- (4) 工事を行う箇所の外観を撮影した写真に原状の配管ルート及び更新する配管ルートを明記したもの
- (5) 管理者が別に定める個人情報の取扱いに関する承諾書（申請者が前条第2項に該当する場合に限る。）
- (6) その他管理者が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 管理者は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、ガス経年灯外内管改善工事補助金交付決定通知書（第2号様式）又はガス経年灯外内管改善工事補助金交付却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 申請者は、補助対象事業の内容の変更又は事業に係る経費の配分の変更をしようとするときにあっては工事の完了までに、ガス経年灯外内管改善工事補助事業変更承認申請書（第4号様式）を、補助対象事業を中止し、又は廃止するときにあつてはあらかじめガス経年灯外内管改善工事補助事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

(変更等の承認通知)

第10条 管理者は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助対象事業の内容の変更、中止又は廃止を決定したときにあってはガス経年灯外内管改善工事補助事業変更承認通知書（第6号様式）又はガス経年灯外内管改善工事補助事業中止（廃止）承認

通知書（第7号様式）により、補助事業の内容の変更、中止又は廃止を承認しないことを決定したときにあつてはガス経年灯外内管改善工事補助事業変更承認却下通知書（第8号様式）又はガス経年灯外内管改善工事補助事業中止（廃止）承認却下通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、改善工事が完了したときは、ガス経年灯外内管改善工事補助事業実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 竣工図（作成方法については、第7条第2号に定める設計図の例による。）

(2) 次に掲げる写真

ア 既設埋設白ガス管等の配管状況が分かるもの

イ 新設管の配管状況が分かるもの

ウ 既設管と新設管の接続箇所が分かるもの（新設管の上流側及び下流側から接続部を写したもの）

エ 施工上の障害物等が分かるもの

オ アスファルト舗装又はコンクリート舗装等の既設厚及び完工状況が分かるもの

カ 壁貫通部の施工状況及び復旧状況が分かるもの

(3) その他管理者が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告は、補助対象事業の完了の日から30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに行うものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 管理者は、前条第1項の実績報告書の提出があつたときは、これを審査し、交付する補助金の額を確定したときは、ガス経年灯外内管改善工事補助金交付確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、ガス経年灯外内管改善工事補助金交付請求書（第12号様式）を管理者に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをすることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件の違反が判明したとき。

(3) その他管理者が不相当と認める事由が生じたとき。

2 管理者は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにガス経年灯外内管改善工事補助金交付決定取消通知書（第13号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 管理者は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、ガス経年灯外内管改善工事補助金返還通知書（第14号様式）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

第1号様式（第7条関係）

ガス経年灯外内管改善工事補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 上越市ガス水道事業管理者

次のとおりガス経年灯外内管改善工事補助金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ 氏名又は名称	
住所又は所在地	(〒 -)
電話番号	

2 補助対象事業概要

工事場所	
建物名称 (建物名称がある場合に 記入してください。)	
工事期間	工事開始予定日 年 月 日 工事完了予定日 年 月 日
施工工事店	(住 所) (工事店名) (電話番号)
添付書類	<input type="checkbox"/> ガス水道装置工事申込書兼竣工書（当該書類の提出が困難であると管理者が認めるときは、これに類するものとして管理者が認める書類） <input type="checkbox"/> 設計図（補助対象となる新設管については赤色、既設管及び補助の対象となる撤去管を青色で表記し、管種、口径及び延長を記入したもの（補助対象とならない既設管については、管種、口径及び延長を可能な範囲で記入したものをいう。） <input type="checkbox"/> 概算工事金額見積書 <input type="checkbox"/> 工事を行う箇所の外観を撮影した写真に原状の配管ルート及び更新する配管ルートを明記したもの <input type="checkbox"/> 管理者が別に定める個人情報の取扱いに関する承諾書（申請者が要綱第6条第2項に該当する場合に限る。） <input type="checkbox"/> その他管理者が必要と認める書類

第2号様式（第8条関係）

ガス経年灯外内管改善工事補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあったガス経年灯外内管改善工事補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

交付決定額	円
条 件	この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによるガス経年灯外内管改善工事補助金交付申請書記載のとおりとする。

第3号様式（第8条関係）

ガス経年灯外内管改善工事補助金交付却下通知書

第 号
年 月 日

様

上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付で申請のあったガス経年灯外内管改善工事補助金の交付について、次の理由により申請を却下したので通知します。

却下の理由	
-------	--

第4号様式（第9条関係）

ガス経年灯外内管改善工事補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあったガス経年灯外内管改善工事補助事業の変更の承認について、次のとおり申請します。

1 申請者

フリガナ 氏名又は名称	
住所又は所在地	(〒 -)
電話番号	

2 変更する補助対象事業の内容

工事場所	
建物名称	
補助事業の 変更の内容	
変更する理由	
変更予定日	年 月 日

第5号様式（第9条関係）

ガス経年灯外内管改善工事補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあったガス経年灯
中止
外内管改善工事補助事業の の承認について、次のとおり申請します。
廃止

1 申請者

フリガナ 氏名又は名称	
住所又は所在地	(〒 -)
電話番号	

2 中止（廃止）する補助事業の内容

工事場所	
建物名称	
中止（廃止） する理由	
中止（廃止） の予定日	年 月 日

第6号様式（第10条関係）

ガス経年灯外内管改善工事補助事業変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった変更承認について、次のとおり承認したので
通知します。

変更後の 交付決定額	円
条 件	この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによるガス経年灯外内管改善工事補助金交付申請書記載のとおりとする。

第7号様式（第10条関係）

ガス経年灯外内管改善工事補助事業中止（廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあったガス経年灯外内管改善工事補助事業の中止に
廃止

ついて、次のとおり承認したので通知します。

決 定	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止
中止の期間	

第8号様式（第10条関係）

ガス経年灯外内管改善工事補助事業変更承認却下通知書

第 号
年 月 日

様

上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあったガス経年灯外内管改善工事補助事業の変更承認について、次の理由により申請を却下したので通知します。

却下の理由	
-------	--

第9号様式（第10条関係）

ガス経年灯外内管改善工事補助事業中止（廃止）承認却下通知書

第 号
年 月 日

様

上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付で申請のあったガス経年灯外内管改善工事補助事業の中止に
廃止

ついて、次の理由により申請を却下したので通知します。

却下の理由	
-------	--

第10号様式（第11条関係）

ガス経年灯外内管改善工事補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあったガス経年灯外内管改善工事補助事業の実績について、次のとおり報告します。

1 申請者

フリガナ 氏名又は名称	
住所又は所在地	(〒 -)
電話番号	

2 補助対象事業概要

工事場所	
建物名称	
工事開始年月日及び 工事完了年月日	工事開始年月日 年 月 日 工事完了年月日 年 月 日
施工工事店	(住所) (工事店名) (電話番号)
交付予定金額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 竣工図 <input type="checkbox"/> 工事写真 <input type="checkbox"/> その他管理者が必要と認める書類

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

ガス経年灯外内管改善工事補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付けで交付申請のあったガス経年灯外内管改善工事補助金について、次のとおり確定したので通知します。

交付確定額	円
-------	---

第12号様式（第13条関係）

ガス経年灯外内管改善工事補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付け 第 号で交付確定のあったガス経年灯外内管改善工事補助事業について、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 申請者

フリガナ 氏名又は名称	
住所又は所在地	(〒 -)
電話番号	
補助金交付確定額	円

2 振込先（口座名義は申請者本人に限る。）

金融機関名				支店名					
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号							
フリガナ 口座名義人									

第13号様式（第14条関係）

ガス経年灯外内管改善工事補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあったガス経年灯外内管改善工事補助金の交付について、次の理由により決定を取り消すことにしたので通知します。

取消しの理由	
--------	--

第14号様式（第15条関係）

ガス経年灯外内管改善工事補助金返還通知書

第 号
年 月 日

様

上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付けで取消しのあったガス経年灯外内管改善工事補助金について、
次のとおり返還を命ずる。

補助金の 返還額	円
返還期限	年 月 日